

## 用語の解説

### 1 「認可外保育施設」

都道府県知事等の認可を受けていないが、認可保育所等と同様の業務を目的とする施設。

#### (1) 「ベビーホテル」

次のいずれかを常時運営している施設。

ア：夜8時以降の保育

イ：宿泊を伴う保育

ウ：利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上

#### (2) 「その他の認可外保育施設」

事業所内保育施設、ベビーホテル及び認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者」）以外の認可外保育施設。

### 2 「認可保育所等」

認可保育所等とは、以下のいずれかの施設・事業を指す。

ア：都道府県（政令指定都市、中核市）が定めた認可基準を満たし、認可を受けている保育所、認定こども園。

イ：市区町村が定めた認可基準を満たし、認可を受けている地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）。

### 3 「世帯」

調査日現在、住居と生計（日常生活を営むための収入と支出をいう）を共にしている人々の集団をいう（施設を利用している児童と同居している者を含み、同居していない者は除いたもの）。

### 4 「世帯構造」

施設を利用している児童のいる世帯の世帯構造は、次の分類による。ただし、単身赴任等で長期（概ね3月以上）にわたって不在の者は含まれない。

#### (1) 両親と子の世帯

父母及び子で構成する世帯

#### (2) 三世帯世帯

父母又はそのいずれか、祖父母又はそのいずれか及び子で構成する世帯

#### (3) 母子世帯

母及び子で構成する世帯

#### (4) 父子世帯

父及び子で構成する世帯

#### (5) その他の世帯

(1) ~ (4) 以外の世帯

**5 「月額利用料」**

施設を利用する保護者が、受ける保育サービスの対価として、施設に支払った令和元年9月分の料金の総額をいう（一時的に払う入会金やおむつなどに係る費用を除いたもの）。